

高槻市告示第 452 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定解除について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定により、同条第 1 項の指定に係る次の区域について指定を解除する。

平成 23 年 8 月 19 日

高槻市長 濱田 剛史

1 指定を解除する区域

白梅町 61 番 1 の一部（別図のとおり）

2 除去されたと認められる特定有害物質の名称

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

ひ素及びその化合物

ふつ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

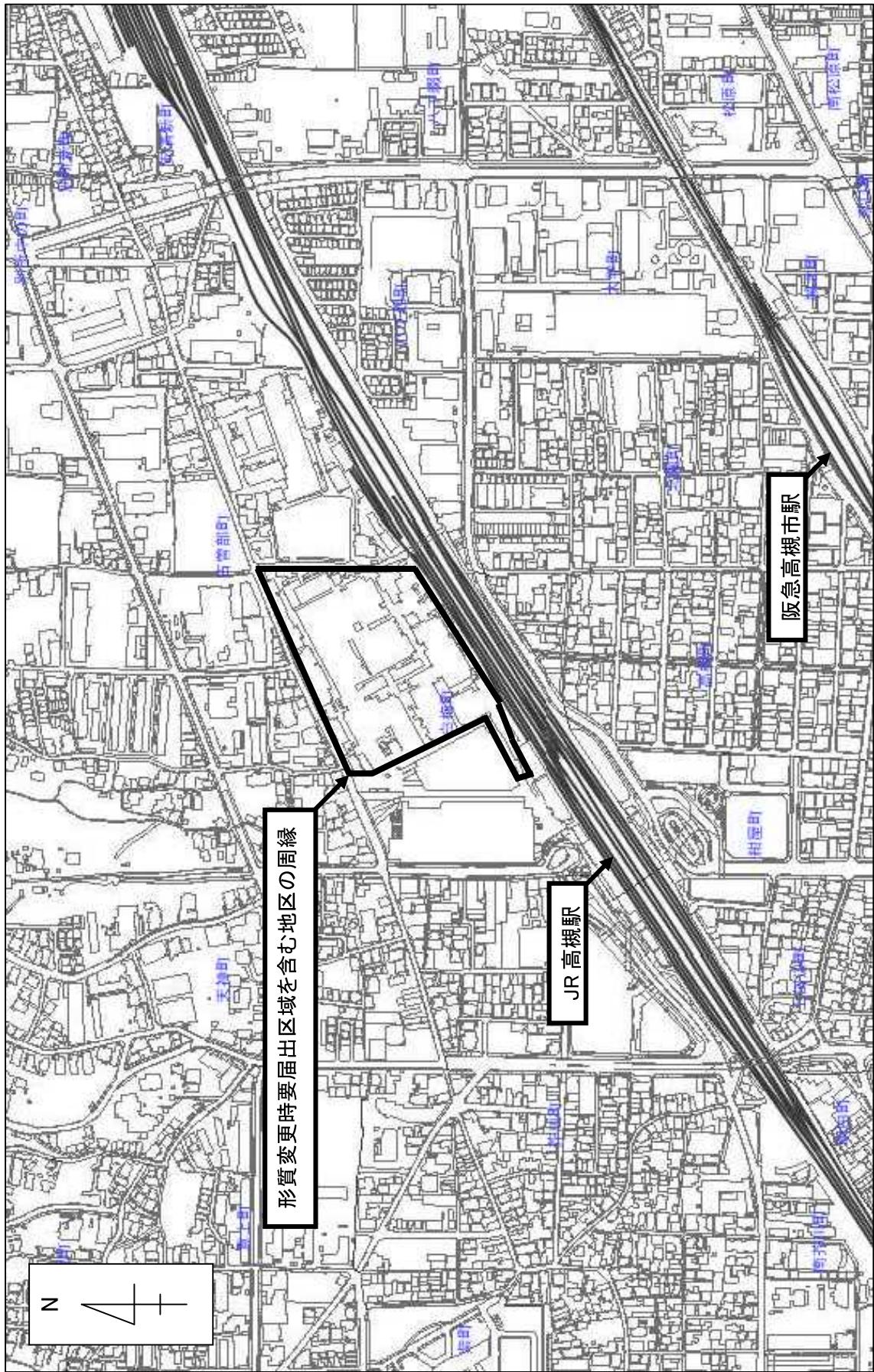


図 1. 形質変更時要届出区域周辺図

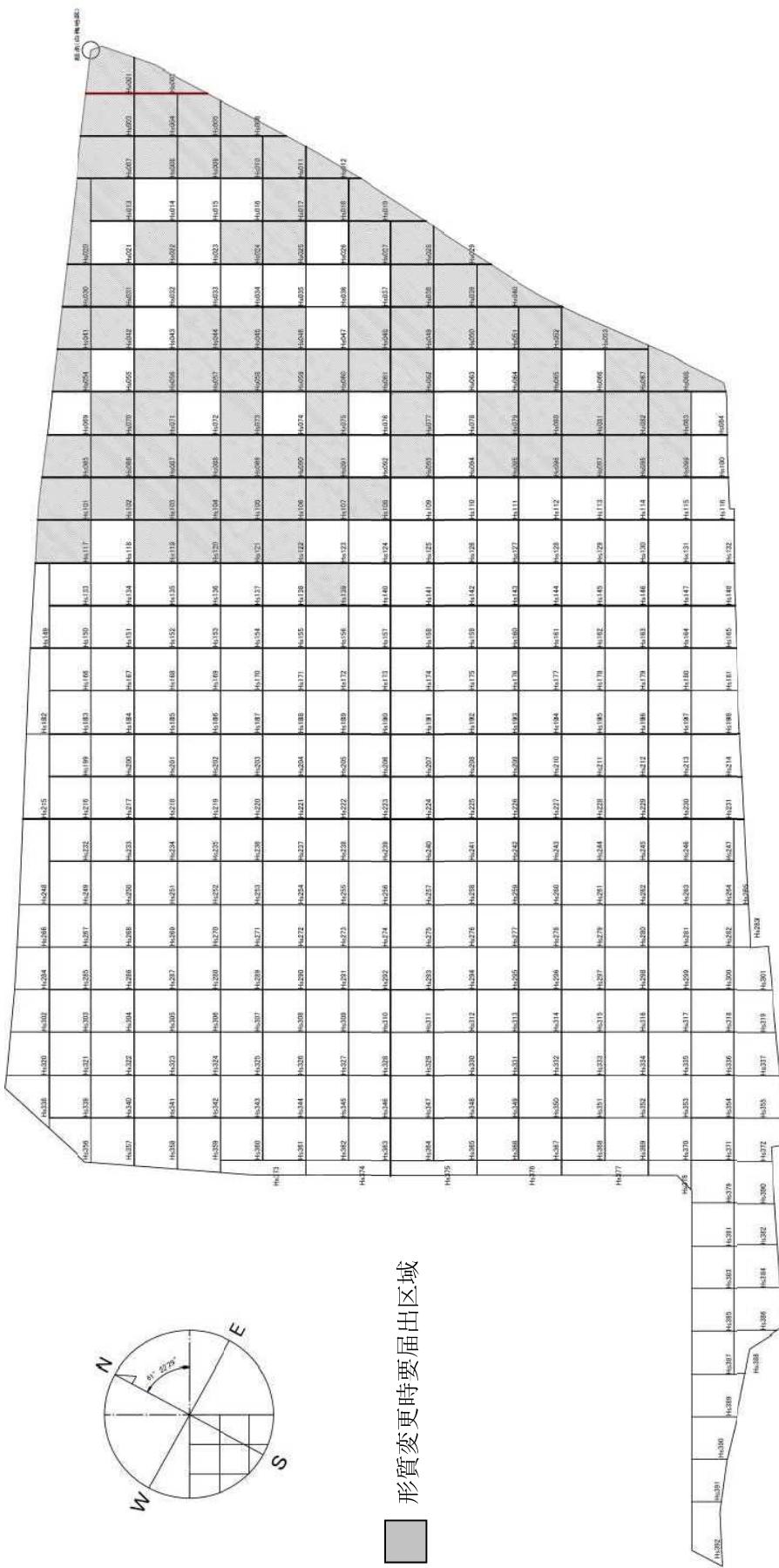


図2. 指定を解除する区域